

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月27日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 綿川 昌明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	世界3資産分散ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年7月13日から2020年7月17日まで) 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月12日付をもって提出した有価証券届出書（2020年1月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書によって提出済み。以下「原届出書」といいます。）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することに伴い訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

2019年 7月13日から2020年 7月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

<訂正後>

2019年 7月13日から2020年 7月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

信託終了（繰上償還）の予定について

ファンドにおいては、2020年5月12日をもって信託終了（繰上償還）を予定しております。繰上償還が成立した場合、申込期間は2020年4月8日までとなります。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 繰上償還の理由

ファンドにつきましては、受益権口数が投資信託約款の繰上償還に関する規定に定める10億口を下回る状態が継続しており、また残高の大幅な増加も見込みにくいと推測されます。こうしたことから、投資信託契約を解約し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって最善であると考え、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

2. 繰上償還の手続きおよび日程

電子公告日 [*]	2020年2月27日
異議申立期間	2020年2月28日から2020年4月6日まで
信託終了（繰上償還）予定日	2020年5月12日

* 弊社ホームページに掲載します。

異議申立ての受益者の受益権の合計口数が2020年2月28日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、本手続きによる繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、速やかに弊社ホームページにて公告します。

なお、2020年2月27日以降にファンドをお申込みされた受益者につきましては、上記の異議を申立てることはできませんのでご注意ください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

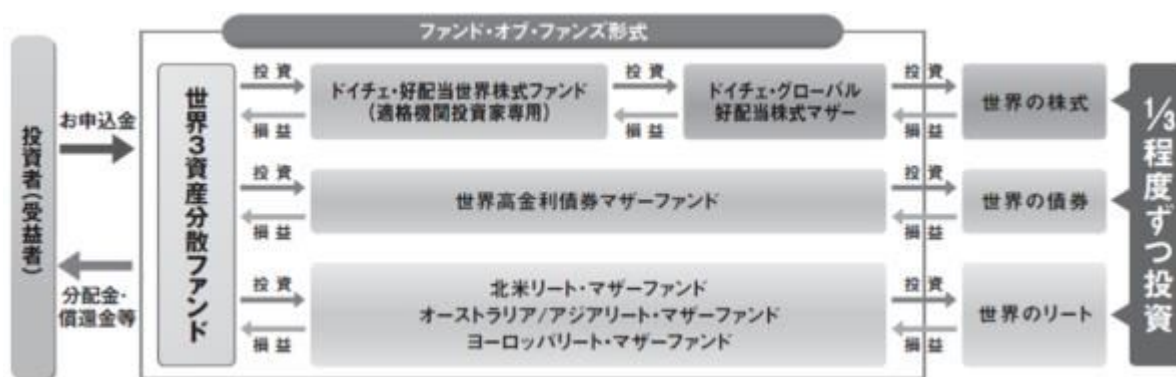
(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

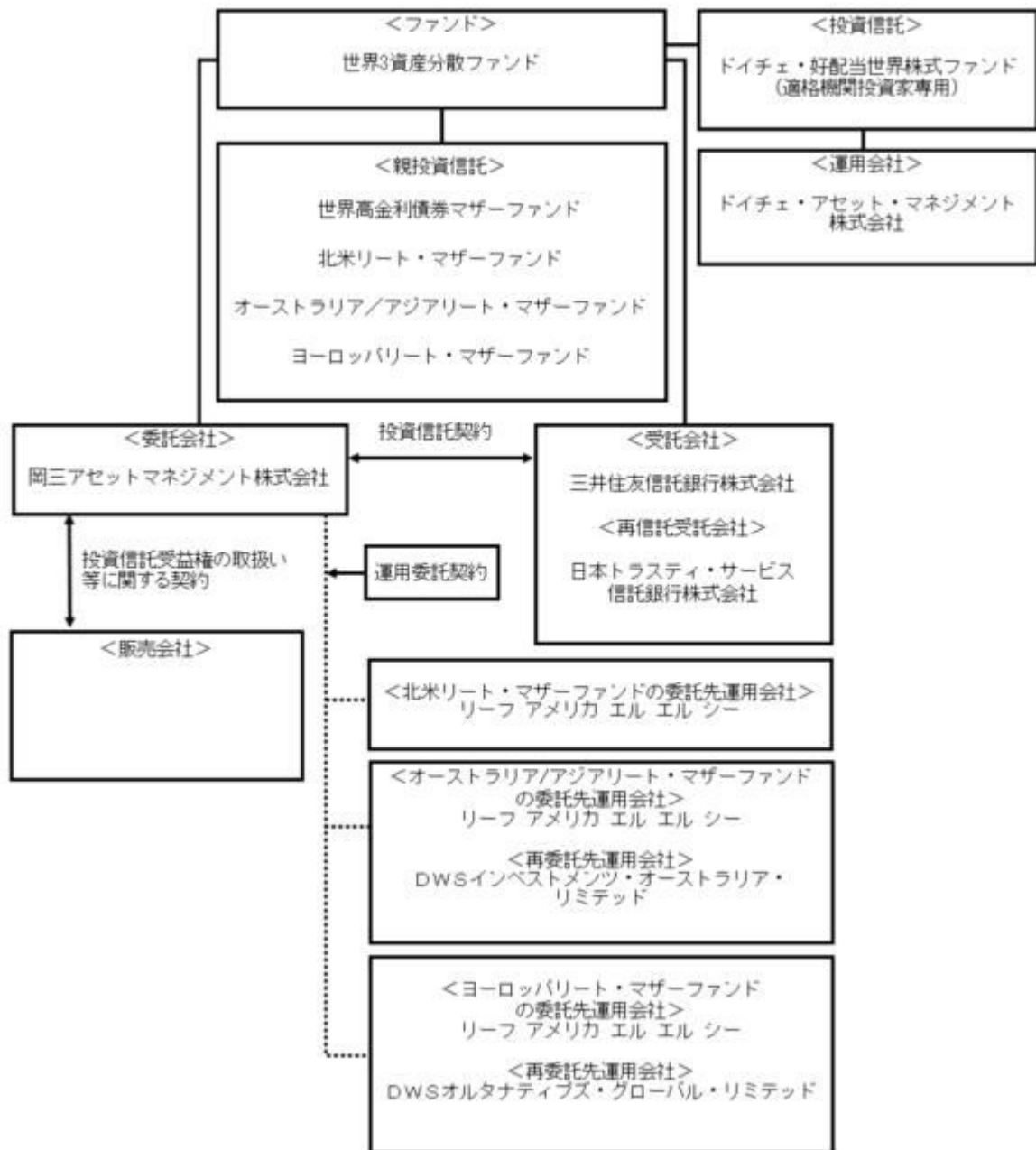
ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う形式です。



ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
マザーファンドの委託先運用会社	委託先運用会社は委託会社との運用委託契約に基づき、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。 再委託先運用会社は委託先運用会社との契約により、運用指図に関する権限のうち投資判断を行います。

	<p>< 運用委託契約の概要 ></p> <p>各運用委託契約では、委託会社が各運用会社に委託した運用指図に関する権限の業務内容、各運用会社の注意義務、各運用会社が運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合の委託の中止等について規定しています。</p>
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用指図等を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況（2019年10月末日現在）

資本金
10億円

委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
1987年 6月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、2007年5月31日から無期限とします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

< 訂正後 >

信託期間は、2007年5月31日から無期限とします。
ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

信託終了（繰上償還）することとなった場合、信託期間は2020年5月12日までとなります。

